

静岡県民間社会福祉事業従事者共済会規程

第 1 条 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下本会という）は定款第 1 条第 10 号の規定に基づき静岡県民間社会福祉事業従事者共済会（以下共済会という）を設け共済事業を行う。

第 2 条 共済会は次の事業を行う。

- (1) 退職共済に関する事項
- (2) 慶弔共済に関する事項
- (3) 小口生活資金の融資に関する事項
- (4) その他従事者の福利に関する事項

第 3 条 共済会に加入を申込できるものは次の各号に該当する者に限る。

- (1) 静岡県下の民間社会福祉事業団体、施設の有給専従者で団体の長または施設の経営者が加入を承認した従事者であること。
- (2) 本会の共済要項を承認した者であること。

第 4 条 本会は共済会の運営に必要な共済要項を設ける。

第 5 条 会長は共済要項の適正な運営を期するために運営委員会を設けなければならない。

2 運営委員会に関する規程は会長が別に定める。

第 6 条 会長は共済要項を変更しようとするときは運営委員会の意見をきき理事会、評議員会の議を経なければならない。

第 7 条 会長は共済会に加入の申出があったときは所定の申込書を提出せしめ運営委員会に諮って承認しなければならない。

第 8 条 加入者は前条の承認があったときは掛金を納入しなければならない。

第 9 条 この規定に必要な細則は会長が別に定める。

附 則

この規定は昭和 35 年 6 月 1 日から実施する。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会共済要項

第1条 本会定款第1条第10号の事業を達成するため静岡県民間社会福祉事業従事者共済会（以下「共済会」という）を設ける。

第2条 共済会はこの要項により静岡県民間社会福祉事業従事者（以下「従事者」という）に対し、共済事業を行う。

- (1) 退職共済に関する事項
- (2) 慶弔共済に関する事項
- (3) 小口生活資金の融資に関する事項
- (4) その他従事者の福利に関する事項

第3条 本要項により共済資格を取得できる者は次の各号に該当する者に限る。

- (1) 静岡県下の民間社会福祉事業団体、施設の有給専従者で団体の長または施設の経営者（以下「所属の長」という）が加入を承認した従事者であること。
- (2) 本会の共済要項を承認した者であること。

第4条 従事者が資格を取得しようとするときは所属の長より第1号様式によりその所属する従事者の資格取得並に第2号様式により従事者の加入申込書を取りまとめて本会に提出するものとする。

第5条 従事者が前条の手続きを経て運営委員会の承認を得たとき、共済資格を取得したものとす。

第6条 共済資格を取得した者の掛金は1名月額210円とする。

2 所属の長は翌月10日までにその所属する加入者の掛金をとりまとめて様式第3号による振込書により静岡銀行経由の上本会に納付しなければならない。

第7条 前条第1項の掛金は所属の長または従事者1人当たり60円、従事者はそれぞれ150円を拠出するものとする。

第8条 所属の長は掛金の納附が遅れたために生ずる損害及びこれを督促するに要した費用を負担しなければならない。

2 掛金を3か月滞納した者は共済の資格を喪失するものとする。ただしこの決定は運営委員会の議を経なければならない。

第9条 退職共済金は共済資格を取得してから6ヶ月以上掛金をした者が第8条第2項又は第14条により資格を喪失したとき別表1に定める金額を給付する。

2 慶弔共済金は共済資格を取得した者が結婚、出産、死亡したとき別表2に定める金額を給付する。

3 生活資金の融資は生活資金貸付要領による。

第10条 加入者が共済金の支給を受けようとする時は、その所属の長を経て様式第4号により共済金受給申請書を本会に提出しなければならない。

ただし、死亡共済金は遺族によりその所属の長を経て申請するものとする。

第 11 条 共済金は前条による共済金受給申請書が提出されてから 1 ヶ月以内にその所属の長を経て申請者に支払うものとする。

第 12 条 加入者が脱退しようとするときは所属の長の承認を経なければならない。

第 13 条 所属の長が加入者を脱退させようとするときは本人の同意を得なければならない。

第 14 条 加入者が前 12 条、13 条の規程により退会した場合は共済資格を喪失したものとする。

第 15 条 既納掛金はこの要項に別段の定めあるもののほかは、その理由のいかんにかかわらずこれを返還しないものとする。

第 16 条 この要項に規程する事業の経理は特別会計とする。

第 17 条 掛金は本会理事会の承認を得ている銀行に預け入れる。

第 18 条 この要項を適正に行うため運営委員会を設ける。

附 則

この要項は昭和 35 年 6 月 1 日より施行する。

別表 1 退職共済金交付表

単位：円

年数	積立元本	支給額	年数	積立元本	支給額
1	2,400	2,400	16	38,400	64,000
2	4,800	4,800	17	40,800	70,000
3	7,200	7,400	18	43,200	77,000
4	9,600	10,000	19	45,600	84,000
5	12,000	13,000	20	48,000	92,000
6	14,400	17,000	21	50,400	100,000
7	16,800	20,500	22	52,800	108,000
8	19,200	24,000	23	55,200	117,000
9	21,600	28,000	24	57,600	127,000
10	24,000	33,000	25	60,000	137,000
11	26,400	38,000	26	62,400	148,000
12	28,800	43,000	27	64,800	160,000
13	31,200	48,000	28	67,200	172,000
14	33,600	53,000	29	69,600	185,000
15	36,000	58,000	30	72,000	200,000

備考 6 ヶ月以上掛金した者が 1 年未満で退職した場合は掛金額を、また 1 年以上の者の年数に端数のある場合は、その年数の支給額に端数月分の掛金額を加えた金額を支給する。

別表 2 慶弔共済金交付表

種 別	金 額	摘 要
結 婚 祝 金	1,000 円	1 回のみ
出 産 祝 金	500 円	第 1 子のみ
死 亡 弔 慰 金	10,000 円	本人の死亡の際